

## 新型コロナウイルス感染症に係る 総合評価落札方式の取扱いについて（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う工事等の入札等の手続きについては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日）のお知らせにより、適宜柔軟な対応を行うこととしていますが、工事（業務）に係る総合評価落札方式について次のとおり定めました。

### 1 工事（業務）の評価項目について

#### (1) 技術者の変更

令和2年3月10日付けの「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等に係る取扱いについて 3技術者の変更に伴う総合評価落札方式に係る取扱い」でお知らせのとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う影響により技術者の変更を行った場合は、やむを得ない理由に該当することとし、交代した技術者の各得点が、当初の配置した技術者の得点を下回る場合であっても、工事（業務）成績評定点の減点を行わないこととします。

#### (2) 「過去2年間の継続教育(CPD)の取組」の対象期間

継続教育(CPD)の対象期間については、過去2年間としていますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡散防止により単位の取得が困難であることから、令和3年度において、対象期間を1年延長し、過去3年間とします。

### 2 工事の評価項目について

#### (1) 「登録基幹技能者の配置」の講習修了証有効期限

登録基幹技能者の配置の確認について、工事の完了後、登録基幹技能者を常時配置したことが分かる資料（登録基幹技能者講習修了証及び日報等）を提出することとしていますが、講習修了証について、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に有効期限を迎える場合であっても、令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うものとします。

#### (2) 「自社施工」の実施

自社施工について、新型コロナウイルス感染症に伴い、社員の感染や感染拡大防止の措置により自社施工が困難となった場合は、工事成績評定点の減点を行わないこととします。ただし、自社施工が困難となった理由を記載した工事打合せ簿を提出してください。

### 3 適用期間

1 (1)については、令和2年3月10日以降に契約済の工事（業務）、又は公告（指名通知）した工事（業務）から適用します。

1 (2)については、令和3年4月1日以降に公告（指名通知）する工事（業務）から適用します。

2 (1)、(2)については、通知日以降に検査する工事から適用します。